

一般廃棄物収集運搬業の新規許可のあり方について

一般廃棄物収集運搬業の許可とは、事業所から排出される一般廃棄物や家庭から排出されるごみ（ごみステーションに出されたごみは除く）を収集運搬するための業の許可です。ごみステーションに出された家庭のごみは、市直営及び委託業者が収集運搬します。

1. 本市の許可状況

平成29年4月1日現在		
	許可業者数	新規許可
取扱う廃棄物 の種類	ごみ(生ごみを含む)	81 ○
	ごみ(生ごみを除く)	130 ○
	汚水	14 ×
	し尿	4 ×
	浄化槽汚泥	15 ×
	ディスポーザー汚泥	10 ×

※ 一部の業者については、複数の取扱い廃棄物の許可を取得しております

2. 国の動向等

本市は一般廃棄物収集運搬業の許可について新規許可を認めてきたが、環境省から「市

町村は一般廃棄物処理計画において、区域内における一般廃棄物の適正な処理が確保され、

既存業者への事業の影響を適切に考慮し、業の許可を行う」旨の通知（平成26年10月）

があり、他都市においては、新規許可を制限する（認めない）方向にある。

なお、新規許可を認めた自治体で、既存業者が許可の取消訴訟を提起し、自治体が敗訴

となった事例がある。（平成27年2月判決）

3. 他都市の許可状況

	政令市	中核市	計
制限していない	4	5	9
新規許可を制限している	15	36	51

※ 平成26年以降8市が新規許可を制限している。

九州管内：長崎市と熊本市が新規許可を行っている。

熊本市は平成31年4月に制限予定

4. 今後の許可方針

一般廃棄物収集運搬業のごみ（生ごみを含む）について

平成30年4月1日から許可制限を行う。

(理由)

生ごみの収集運搬については、一般廃棄物の直接搬入のもやせるごみ量と、既存の一般廃棄物収集運搬業許可業者のうち生ごみを運搬できる81業者の運搬能力とを比較すると、既存の業者の運搬能力で十分対応できることから、環境省の通知を踏まえ新規許可の制限を行うものである。

ごみ量及び運搬能力(28年度1日あたり)

直接搬入のもやせるごみ量 (生ごみを含む)	約200t
生ごみを運搬できる業者の運搬能力 (81業者 259台)	約670t

ただし、引越しや遺品整理等に伴う廃棄物の収集運搬を扱う「ごみ(生ごみを除く)」の新規許可については、市民の多様なニーズがあることから、今後も引き続きしていく。

5. 今後のスケジュール

平成30年 1月 周知・広報（ホームページ掲載・一般廃棄物収集運搬業許可

講習会等）



平成30年 4月1日 新規許可制限（平成30年度一般廃棄物処理実施計画に制限について明記）